○西宮市立図書館の資料の複写取扱要綱

(趣旨)

第1条 要綱は、西宮市立図書館(以下「図書館」という。)が行う図書館所蔵資料(以下「資料」という。)の複写に関して、必要な事項を定める。

(利用の申込)

第2条 資料の複写を希望する者は、複写申込書に必要事項を記入の上、館長の許可を受けなければならない。

(取扱時間)

第3条 複写サービスの取扱時間は、開館時から閉館時までとする。 (複写料)

第4条 第2条の規定により、許可を受けた者は、次に定める複写料を納入しなければならない。

資料の種類	サイズ	色	1枚当たりの単価
紙資料	A4、B4、A3	白黒	10円
		カラー	5 0円
マイクロ・フィルム	A 3	白黒	10円
電子資料 (CD-ROM等)	A 4	白黒	10円

(複写の制限)

- 第5条 次の各号の一に該当するときは、資料の複写を許可しない。
 - (1) 法令により、保護された著作者の権利を侵害するもの
 - (2) 複写の対象物が、当館所蔵の資料でないもの ただし、他館より借り受けた複写の許諾を得ている資料については、この限りではない。この場合において複写の内容については貸出館の指示に従い、複写作業は貸出館 の許可がない限り複写申込者が自ら行うことはできない。
 - (3) 複写により、資料に損傷をきたすおそれのあるもの
 - (4) 技術的に複写が困難なもの
 - (5) その他館長が、複写を不適当と認めるもの
- 付 則 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。
 - 2 西宮市立図書館資料の複写取扱要領は廃止する。
- 付 則 この要綱は、平成18年11月2日から実施する。
- 付 則 この要綱は、平成19年5月15日から実施する。
- 付 則 この要綱は、平成20年1月1日から実施する。
- 付 則 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。